

悠楽園居宅介護支援、介護予防支援重要事項説明書

1、事業の目的

社会福祉法人徳成会が開設する悠楽園指定居宅介護支援センター（以下「事業所」といいます。）の介護支援専門員、その他の従業員（以下「介護支援専門員等」といいます。）が、利用者が要介護状態、又は要支援状態にある場合において、指定居宅サービス、又は介護予防居宅サービス、その他日常生活を営むのに必要な保健、医療、福祉サービスを適切に提供されるよう計画、調整する事を目的とします。

2、運営の方針

- （１）事業所の介護支援専門員等は、要介護状態、又は要支援状態にある利用者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用者等の意向に基づき利用者が適切な各種サービスを総合的に受けられるように支援します。
- （２）事業所の介護支援専門員等は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスを心がけます。

3、事業所の概要

名称	悠楽園指定居宅介護支援センター
所在地	奈良県宇陀市榛原檜牧５８４番地
連絡先	電話 0745 (82) 7771 FAX 0745 (82) 7772
管理者	森家 誠
営業日	月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時から午後4時30分まで。
緊急連絡先	電話 0745 (82) 7771 原則として24時間連絡可。特に深夜は、電話に応答するまで呼びだし続けてください。
営業区域	榛原。榛原以外で近隣の方は、都度ご相談下さい。

4、法人の概要

事業者名	社会福祉法人 徳成会
所在地	奈良県宇陀市榛原檜牧５８４番地
連絡先	電話 0745 (82) 7771 FAX 0745 (82) 7772
法人種別	社会福祉法人
代表者	理事長 森家 誠
法人の行う他の事業	

- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム 悠楽園）
- ・ 短期入所生活介護（悠楽園ショートステイ）
- ・ 介護予防短期入所生活介護（悠楽園ショートステイ）
- ・ 通所介護（悠楽園デイサービスセンター）
- ・ 第一号通所事業サービス（悠楽園デイサービスセンター）
- ・ 生活支援ハウス（悠楽園生活支援ハウス）
- ・ 給食サービス

5、当事業所の従業員

管理者1名、主任介護支援専門員1名

6、居宅介護支援、介護予防支援事業の提供方法及び内容

- （１）居宅サービス計画、又は介護予防サービス支援計画の作成にあたっては、出来る

だけ利用者が多岐にわたるサービスの選択をできるようなサービス内容、利用料等の説明を行います。

- (2) 居宅介護サービス計画、又は介護予防サービス支援計画は、その種類、内容、利用料等について利用者に文書により説明した上でご快諾を得ます。介護予防サービス支援計画書は、宇陀市地域包括支援センターと協議し作成いたします。
- (3) 居宅サービス計画書、又は介護予防サービス支援計画書の作成後であっても、サービスの実施状況の定期的な管理評価を行い、必要に応じ現状に則した居宅サービス計画、又は介護予防サービス支援計画への変更等を実施いたします。
- (4) 利用者が訪問看護、介護予防訪問看護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用等を希望する場合、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めるなど、医療との連携を図ります。
- (5) 利用者が居宅においてサービスの提供を受け続けることが困難と認める場合、及び利用者が介護保険施設等に入院又は入所を希望する場合、紹介等、最適な支援に努めます。又、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合は、円滑に居宅生活へ移行できるよう、要介護状態の区分に沿った居宅サービス計画書、又は介護予防サービス支援計画書の作成等の支援を行います。
- (6) 利用者との相談等に当たっては、常に親切丁寧を心がけ、できるだけ利用者に理解いただきやすいような支援に努めます。
- (7) 利用者の相談を受ける場所は、原則として当事業所の相談室としますが、利用者が移動困難等、何らかの事情で来所できない場合で且つ管理者が必要と認めた場合はそれに配慮し、利用者の自宅や病院、施設等、合理的な場所と機会を設けます。
- (8) 課題分析は、地域のサービス提供事業者との兼ね合いを考慮の上、居宅サービス計画においては特に支障のない限り、原則として居宅サービス計画ガイドライン方式によります。但し、必要に応じ、他の方式も取り入れます。介護予防サービス支援計画は、厚生労働省から方式が示されていますので、指定の方式で行います。
- (9) サービス担当学会議の開催場所は、当法人の提供するサービスのみに係わる事柄に関しては、当法人の相談室とし、地域における他の法人が提供するサービスに係わる事柄に関しては、互いに話し合いの上、場所を決定します。
- (10) 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、特別な事情のない限り、介護度1から5の方に対しては少なくとも1か月に1回、要支援1、要支援2の方に対しては少なくとも3か月に1回とし、必要に応じ、都度訪問いたします。

7、利用料等

利用料は、「悠楽園居宅介護支援、介護予防支援契約書重要事項説明書別紙」に記載の通りです。

8、賠償保険

契約書第14条の場合、当法人は施設及びサービス利用者の不測の事態に備え、下記保険に加入し、万一の場合にはそれを適用します。

加入保険名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（社会福祉施設総合保険）

9、サービスの苦情相談窓口

当法人は、提供したサービスに利用者からの苦情がある場合、又は作成した居宅サービス計画書、又は介護予防サービス支援計画書に基づいて提供された居宅サービス、又は介護予防居宅サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合、できる限り速やかに対応します。サービス提供に関しての苦情や相談がある場合には、下記を相談窓口として設け、ご対応に努めます。

【事業者の窓口】 悠楽園事務所 相談係	所 在 地	宇陀市榛原檜牧584番地
	電 話 番 号	0745-82-7771
	ファックス番号	0745-82-7772
	受 付 時 間	9:00~16:30（月曜日～金曜日） （緊急の場合は、24時間受け付けます。）
【宇陀市の窓口】 宇陀市役所 健康福祉部 介護福祉課	所 在 地	宇陀市榛原下井足17-3
	電 話 番 号	0745-82-3675
	IP 電話番号	0745-88-9088
	受 付 時 間	8:30~17:15 （土日祝・年末年始は休み）
【公的団体窓口】 奈良県国民健康 保険団体連合会 介護保険課相談 係	所 在 地	橿原市大久保町302-1
	電 話 番 号	0744-29-8326
	フリーダイヤル	0120-21-6899
	受 付 時 間	8:00~17:00 （土日祝・年末年始は休み）

10、秘密保持

事業主及びその従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する指定居宅サービス、又は介護予防居宅サービスの提供にあたって知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この守秘義務は契約終了後も同様です。

以下余白